

第百二十五回国
参議院大蔵委員会會議録第二号

平成四年十二月十日(木曜日)
午後十時十五分開会

委員の異動

十二月十日

辞任

大河原太一郎君

補欠選任

野村 五男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

野末 陳平君

竹山 裕君

藤田 雄山君

鈴木 和美君

前畑 幸子君

及川 順郎君

北澤 俊美君

香掛 哲男君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

橋崎 泰昌君

野村 五男君

藤井 孝男君

久保 亘君

志苦 裕君

本岡 昭次君

山田 健一君

牛嶋 正君

寺崎 昭久君

吉岡 吉典君

池田 治君

島袋 宗康君

國務大臣

大蔵大臣

羽田 孜君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵省主計局次

長

大蔵省銀行局長

事務局側

常任委員会専門

員

青木 幹雄君

篠沢 恭助君

竹島 一彦君

寺村 信行君

下村 純典君

本日の會議に付した案件

○平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税の廃止に関する請願(第八四号外一〇件)

○電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第九九号外六二件)

○配偶者特別控除の廃止に関する請願(第一一〇号外三六件)

○国民本位の税制の確立に関する請願(第一九三号外二三件)

○老人に対する利子非課税制度における限度額引上げに関する請願(第三五七号)

○相続税を支払うに際して宅地面積による基礎控除を認めることに関する請願(第七三〇号)

○所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅に正することに関する請願(第九三六号外二件)

○消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願(第九三八号外一件)

○消費税廃止・国民本位の税制改革に関する請願(第九九八号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(野末陳平君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、大河原太一郎君が委員を辞任され、その補欠として野村五男君が選任されました。

○委員長(野末陳平君) 平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案及び日本開發銀行法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

両案は去る八日に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になっている平成三年度決算剰余金処理特例法案、日本開發銀行法一部改正案の二法に對し、反対の討論を行います。

まず、平成三年度決算剰余金処理特例法案についてであります。

本法案は、今年度補正予算の財源確保のために、平成三年度の剰余金一兆五千三百八十八億円の金額を補正予算の財源に繰り入れようというものであります。これは、剰余金の二分の一以上は国債の償還に充てるべしという財政法の規定に反するものであり、財政の健全性を一層失わせるものであります。

本法案はまた、一般会計承継債務の償還の延期という名目で、交付税特別会計などから引き継いでいる一般会計の債務五千五百八十六億円の償還を延期しています。これはこれまで先送りされてきた借金の返済をさらに先送りするものであり、いわば隠れ国債の返済の延期にほかなりません。いずれの措置も大企業本位の景氣対策のための

補正予算の財源とされるものであり、反対であります。

次に、日本開發銀行法改正案についてであります。

本改正案は、政府の総合經濟対策の一環として、日本開發銀行の七千億円の追加貸し付けを図るため、貸出枠を自己資本の十五倍に引き上げようというものであります。開發銀行の追加貸し付けは、専ら大企業本位のビッグプロジェクトに充てられるものであり、その規模も國民金融公庫など中小企業金融機関に比べて巨額の追加となつております。

同時に本改正案は、開發銀行の資本規模を拡大するために新たな追加出資規定を設けるものであります。開發銀行は既に十分な自己資本を有しており、その貸出残高に対する比率は、國民金融公庫、中小企業金融公庫が一%余りであるのに対して、準備金を含めると八%にも及んでおります。しかも今回の追加出資の目的は、輸入促進を名目に、専ら外資系自動車会社などに対する異例の低金利融資のためであり、認められません。

以上をもつて、二法案に対する反対の討論いたします。

○委員長(野末陳平君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

まず、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本開發銀行法の一部を改正する法律案

について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野末陳平君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野末陳平君) 次に、請願の審査を行います。

第八四号消費税の廃止に関する請願外百四十二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたします。

○委員長(野末陳平君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

租税及び金融等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

今日はこれにて散会いたします。

午後十時二十一分散会